組合有地売払い説明書

【旧教育研究センター用地】

１　売却物件

　（１）対象物件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 所在 | 地番 | 地目（現況） | 地積 |
| 旧教育研究センター用地 | 新庄市千門町 | 525番14  10番2  10番10 | 宅地　（宅地）  宅地　（宅地）  宅地　（宅地） | 1,890.00㎡  116.53㎡  594.18㎡  合計2,600.71㎡ |

（２）環境条件・公法上の規制

　　　・非線引都市計画区域、第１種低層住居専用地域

　　　・上水道：あり

　　　・下水道：あり

　　　・都市ガス：なし

　　　・建蔽率：５０％

　　　・容積率：８０％

　　　・交通機関：JR奥羽本線新庄駅　西方　約２．０km

（３）最低売却価格

１７，８００，０００円

２　申込方法

　　所定の申込書（組合有地買受申込書）に必要書類を添えて、下記により申込してください。

1. 申込期間　令和３年１０月１３日（水）から令和３年１１月１９日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

1. 受付時間　午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
2. 受付場所　新庄市城南町５番１１号

最上広域市町村圏事務組合総務課

（４）受付方法　受付場所まで持参又は郵送。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限る。

３　申込者の資格及び条件

　　次のすべての資格、条件を満たす方

1. 新庄市又は最上郡内に居住、所在する個人又は法人。
2. 個人の場合、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
3. 国、県及び市町村租税公課（法人税、消費税、固定資産税等）の滞納がないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
5. 契約締結日から３０日以内に土地代金を一括納入できること。
6. 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

・法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

・暴力団員等がその事業活動を支配していること。

・暴力団員等をその事業に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

４　申込の際に必要な添付書類

1. 身分証明書※本籍地で発行される証明書（個人の場合）又は登記事項

証明書（法人の場合）

1. 納税証明書（直近年度の市町村県民税、固定資産税等）

５　契約相手方の決定

1. 申込期限までに複数の申込みがあった場合は、「入札」により契約相手方を決定します。
   1. 入札参加資格の有無及び入札の実施について、参加者に対し１１月２４日（水）頃までに入札通知書を送付します。
   2. 入札執行日時　１２月３日（金）午前１１時００分より
   3. 入札執行場所　新庄市城南町５番１１号　総合開発センター
   4. 入札時に入札保証金（入札金額の５％以上）が必要になります。入札通知書とともに、組合が指定する金融機関をお知らせしますので、入札執行日前日までに銀行振込により納付してください。

６　契約の締結

1. 契約書（案）　別紙のとおり
2. 契約時に負担若しくは準備するもの

収入印紙、住民票（個人の場合）、印鑑登録証明書

　　　契約保証金（売買代金の１０％以上、入札保証金を充当できます。）

７　売買代金の支払い

　　契約後３０日以内に、契約金額から契約保証金額を除いた残りの売買代金を一括で規定の納入通知書により最上広域市町村圏事務組合指定金融機関で納付するか、規定の請求書により指定口座にお振込み下さい。（契約保証金は売買代金に充当します。）

８　所有権移転登記

1. 所有権移転登記は、最上広域市町村圏事務組合が嘱託登記します。
2. 登録免許税は買受人の負担となります。

９　その他

1. 現地説明会は行いません。個人で現地確認の際には周辺の方に迷惑のかからないよう十分注意してください。なお、現状有姿のまま引き渡しますので、現地を確認してからお申込み下さい。
2. 売買契約事項に違反した場合は、契約を解除します。この場合、契約保証金は返還いたしません。

物件及び契約に関する問合せ先

新庄市城南町５番１１号

最上広域市町村圏事務組合総務課　担当　伊藤、佐藤

０２３３－２２－２６７４